

平成16年度

特色ある大学教育支援プログラム公募要領

平成16年2月
文部科学省

目 次

1	事業の背景・目的	1
2	事業の概要	
(1)	募集の対象	1
(2)	応募件数・応募者・募集内容等	2
(3)	テーマ例・選定件数	2
(参考)	「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」について	3
3	選定方法等	3
4	応募に当たっての留意事項	
(1)	応募書類	3
(2)	応募手続	3
(3)	その他	4
5	その他の留意事項	
(1)	選定結果の通知	4
(2)	公表	4
(3)	取組に対する経費措置	4
6	問い合わせ先・スケジュール等	5
(別添1)	平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム審査要項	
(別添2)	平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書(作成・記入要領)	

1 事業の背景・目的

背景]

個性輝く大学づくり、国際競争力の強化、教養教育の充実等が求められる中、大学における教育の質の充実や世界で活躍し得る人材の養成は、重要な課題であり、各大学における教育面での改革の取組を一層促進していく必要があります。

目的]

「特色ある大学教育支援プログラム」は、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用します。これにより、国公立大学を通じ、教育改善の取組について、各大学及び教員のインセンティブになるとともに、他大学の取組の参考になり、高等教育の活性化が促進されることを目的とするものです。

2 事業の概要

(1) 募集の対象

国公立大学又は短期大学における以下の要件を満たしている教育改善に資する取組を対象とします。

学生教育に関する取組のうち、各大学・短期大学の教育目的に沿った特色ある組織的なものであって、各大学・短期大学全体、各大学の学部・短期大学の学科等（学校教育法第53条ただし書きに定める組織を含む。以下、「学部・学科等」という。）の単位、キャンパス単位での取組（教員個人の取組や学部・学科等の細分単位（学部・学科等内のコースなど）は不可）であること。

（大学院については、大学院全体、研究科等（学校教育法第66条ただし書きに定める組織を含む）の単位での取組も可とするが、いずれも教育を対象とすること。

何らかの改革に着手し今日まで継続的に実施しているもので、改革後の体制で学生を受け入れて実績を挙げている取組であること。

（新たな試みを行おうとする中で、その基盤となる取組が教育目標に対して既に一定の実績を挙げており、本プログラムを契機に一層の発展を目指すものは可。

また、上記、を満たしていれば、複数の大学又は短期大学が共同で行うものも可とします。

なお、平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」で選定された取組については、応募の対象となりません。

(2) 応募件数・応募者・募集内容等

応募は各大学・短期大学から、それぞれ1件とします。ただし、複数の大学又は短期大学が共同で行うものは、別件として応募できます。この場合は主となる1つの大学・短期大学から連名で応募することとします。

学長を中心とするマネジメント体制の下で実施されるものについて、大学・短期大学としてのビジョンの下に学長から応募していただきます。

取組の目的や特色、実施状況、今後の計画、将来の展望、実績等を取りまとめて、文部科学大臣あてに申請書を提出してください(ただし、申請書の提出先は財団法人大学基準協会です)。

内容の詳細については、別添2「平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書(作成・記入要領)」を参照してください。

(3) テーマ例・選定件数

テーマ例

大学教育の工夫改善に資するテーマについて、以下の5テーマ例を参考として応募してください(なお、テーマ例については、来年度以降、必要に応じて見直しを行うことがあります)。

テーマ例と応募の関係

応募は次のいずれかによることとします。

- ・ 5テーマ例の中から1つを選んで応募する。
- ・ 複数のテーマ例にまたがった形で応募する。その場合は、選定を希望する主たるテーマ例を1つに決めて応募する。
- ・ 5テーマ例以外で独自にテーマを設定し応募する。

選定件数

選定件数は、申請件数の1割程度以内とする予定です。

なお、申請の状況等により調整を行うことがあります。

【テーマ・取組の例】

注) 以下はあくまでも例示であり、これらを参考に積極的に御応募ください。

テーマ例	取組の例
1 主として総合的取組に関するテーマ	教育課程、教育方法、学生に対する学習支援など大学(学部、短期大学の学科、キャンパス等の単位、大学院レベルも可)において工夫改善を行い、これらを統合して実施している取組
2 主として教育課程の工夫改善に関するテーマ	現代における教養教育への取組 倫理性・公共性等を培う教育、コミュニケーション能力を育成するための教育、情報リテラシー教育、科学リテラシー教育 体験的な学習を取り入れた教育課程 大学・短大教育と高等学校教育の連携 導入教育・初年次教育(留学生も含む) 学生を動機づける教育課程 キャリアガイダンス など
3 主として教育方法の工夫改善に関するテーマ	学生の学習達成度の評価 教育活動の支援システム (ティーチング・アシスタント、チューター制 など) 大クラスでの授業効果の向上 IT等先端技術の教育への効果的導入 授業方法改善の組織的取組 ファカルティ・ディベロップメントの実施 教育効果の評価 など
4 主として学生の学習及び課外活動への支援の工夫改善に関するテーマ	学生の学習支援システム 学生の生活支援システム 学生の課外活動支援システム 学寮等における共同生活体験 など
5 主として大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ	社会奉仕活動の工夫 地域的特性と大学教育 大学と地域の共生 生涯学習 など

(参考)「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」について

文部科学省では、平成16年度から、本事業のほか、「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」事業(「大学改革推進等補助金」(16年度新規設置)による支援)を予定しております(事業の詳細、応募については別途通知。16年度は、6～7月頃公募開始、新たに設けられる有識者等から構成される委員会での審査後、9月頃結果公表の予定。なお、「平成16年度特色ある大学教育支援プログラム公募要領等説明会」(文部科学省ホームページに掲載。3月10日(大阪)、3月11日(東京)開催)において概要説明の予定)。

3 選定方法等

本プログラムの選定は、財団法人大学基準協会を中心に運営される「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会(以下「実施委員会」という。)」において行われます。

選定方法等の概要は、別添1「平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム審査要項」を参照してください。

なお、選定の過程で、申請書をもとにヒアリングが行われる予定です(本年度は、7月中旬頃の予定)。ヒアリングの対象となった大学・短期大学に対しては、別途、実施委員会よりその旨の案内をいたしますので、申請書の内容について責任をもって対応できる申請担当者等においては対応可能な状態にしておいてください。

4 応募に当たっての留意事項

(1) 応募書類

別添2「平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書(作成・記入要領)」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、学長から文部科学大臣あてに応募してください。

なお、申請書は記載もれの事項がないよう十分留意してください。記載もれ等があった場合、選定対象とされないこともあります。

(2) 応募手続

持参の場合は、応募書類を、平成16年4月12日(月)～13日(火)(午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで。)の期間内に提出してください。

郵送の場合は、配達が可能である方法(配達記録、小包、簡易書留等)で余裕をもって発送し、平成16年4月12日(月)～15日(木)の期間内に必着するようにしてください。

【提出部数】「平成16年度 特色ある大学教育支援プログラム申請書」・・・50部

【提出先】 郵送の場合

〒1028787 麹町郵便局留

財団法人大学基準協会

特色ある大学教育支援プログラム室

持参の場合

〒1020073 東京都千代田区九段北4-2-25

アルカディア市ヶ谷 5階 穂高(東)

特色ある大学教育支援プログラム申請受付会場

(電話：03-3261-9921(代表))

(3) その他

提出された申請書については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。また、選定対象とされないことがあります。

提出された申請書は返還いたしませんので、各大学・短期大学において控えを保管するようにしてください。

5 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された大学・短期大学には、学長あて選定結果を通知いたします。

(2) 公表

募集締切後、応募大学・短期大学名及びテーマ名を公表する予定です。また、選定された取組については、事例集の作成、フォーラムの開催を通じて、取組内容等を公表する予定(これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学・短期大学にご協力いただくことがあります)ですので、あらかじめ御了承ください。なお、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

(3) 取組に対する経費措置

本事業では、平成15年度は、選定された取組のうち、経費支援を希望される取組に対して、国立学校特別会計や私立大学等経常費補助金など設置者別の既存経費により「関連支援経費」として経費措置を行ってきたところです。

平成16年度は、これに代わり、選定された取組のうち、経費支援を希望される取組に対して、国公私を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しております。また、15年度選定された取組についても、同補助金により継続して支援を行うことを予定しております。

経費の範囲等、申請についての詳細は、別途通知いたします。

6 問い合わせ先・スケジュール等

《申請書及び選定に関する問い合わせ先》

〒1620842 東京都新宿区市谷砂土原町 2 - 7 - 1 3

財団法人大学基準協会

電 話：03 - 5228 - 2020

03 - 5206 - 2676

F A X：03 - 3260 - 3667

ホ-ムペ-ジ：http://www.juaa.or.jp

《補助金その他の問い合わせ先》

〒1008959 東京都千代田区丸の内 2 - 5 - 1

文部科学省高等教育局大学改革官室（文部科学省仮庁舎 6 階）

電 話：03 - 6734 - 3335

F A X：03 - 6734 - 3387

ホ-ムペ-ジ：http://www.mext.go.jp

《スケジュール》

申請書の提出期間：

持参の場合：平成16年4月12日（月）～13日（火）

（午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで。）

郵送の場合：平成16年4月12日（月）～15日（木）（必着）

選定結果の通知（予定）：平成16年7月下旬